

日本学生支援機構（JASSO）学習奨励費受給者について

学習奨励費の学内推薦者は、全員採用となりました！

学習奨励費の受給には、在籍確認簿へのサインが毎月必要です。

原則として、毎月の期日までに在籍確認のサインを留学生課（またはI SD亥鼻ブランチ、I SD松戸ブランチ）で行ってください。在籍確認の期日等は「2017年度外国人留学生学習奨励費スケジュール」（亥鼻、松戸の期日は別です。それぞれスケジュールは配布済み）にて、各自確認してください。

1. 在籍確認について

各月の期限内に受給者本人の自署による在籍確認ができない場合には、当該月の学習奨励費は支給されませんので、十分注意してください。また、1ヶ月を超えて海外へ渡航する場合、授業等を欠席する場合にも、学習奨励費は支給されません。留学や研究、休暇等で長期に渡り、大学を離れる場合は、必ず事前に留学生課にご相談ください。

2. 学習奨励費受給証明書について

受給者の決定通知後、必要な学生には受給証明書を発行しますので、交付希望日の3日前までに留学生課で申し込んでください。また、亥鼻キャンパスにおいてはI SD亥鼻ブランチ、松戸キャンパスにおいてはI SD松戸ブランチをとおして申請してください。

なお、証明書の発行が円滑に行われるよう、日程に十分な余裕をもって申請してください。

3. 在留期間について

在留期間については、必ず自分でよく確認してください。在留期間が更新されないと、奨学金は支給されません。期間更新手続きは、余裕をもっておこなってください。

4. その他

以下の事項に該当する場合には、必ず留学生課にご連絡ください。

- | | |
|------------------|-----------------------------|
| ① 在留資格に変更があったとき。 | ④ 学習奨励費の給付を辞退しようとするとき。 |
| ② 転学や退学をするとき。 | ⑤ 受給者としての資格を失ったとき。 |
| ③ 休学や留学をするとき。 | ⑥ 学習奨励費以外の奨学金を受給することになったとき。 |

その他、不明なことがありましたら、留学生課にお問い合わせください。

本件担当：学務部留学生課 留学生交流推進係 村田 麗 〒263-8522 千葉市稲毛区弥生町1-33 電話：043-290-2163 FAX：043-290-2198 メール：intl-scholarship@chiba-u.jp
